

令和3年第3回（9月）四街道市議会定例会提出議案

議案第1号 四街道市行政手続に関する押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について <財政課>

四街道市行政手続に関する押印等の見直し方針に基づき、関係条例を整備する必要が生じたため提案するもの。

議案第2号 四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について <総務課>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため提案するもの。

議案第3号 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定について <窓口サービス課>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため提案するもの。

議案第4号 四街道市消防本部及び消防署条例の一部を改正する条例の制定について <消防本部総務課>

たかおの杜地区住居表示実施に伴い、消防署旭分署の担当区域を追加する必要が生じたため提案するもの。

議案第5号 四街道市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について <産業振興課>

中小企業等経営強化法等の一部改正に伴い、創業資金に関する規定の整備を行うため提案するもの。

議案第6号 令和3年度四街道市一般会計補正予算（第4号） <財政課>

補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ657,304千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,424,145千円とするもの。

繰越明許費については、電子自治体推進事業ほか1件を設定するもの。

債務負担行為については、議会だよりよっかいどう印刷製本ほか52件を追加するもの。

地方債については、道路排水施設整備事業ほか2件を追加し、保育所長寿命化事業ほか2件の限度額を変更するもの。

議案第 7 号 令和 3 年度四街道市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

＜国保年金課＞

補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,270千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,700,070千円とするもの。

債務負担行為については、レセプト等点検業務委託ほか4件を追加するもの。

議案第 8 号 令和 3 年度四街道市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

＜高齢者支援課＞

補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ410,084千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,118,684千円とするもの。

議案第 9 号 令和 3 年度四街道市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

＜国保年金課＞

補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,815千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,540,585千円とするもの。

議案第10号 令和 3 年度四街道市水道事業会計補正予算（第 1 号）

＜経營業務課＞

補正の内容は、資本的収入及び支出について、支出を91千円増額するもの。

また、債務負担行為について、水質検査業務委託ほか2件を追加するもの。

議案第11号 令和 2 年度四街道市一般会計歳入歳出決算の認定について

＜関係各課＞

本決算は、歳入総額40,271,638,232円、歳出総額38,630,195,198円、歳入歳出差引額は1,641,443,034円であり、翌年度へ369,114,229円を繰り越したため、実質収支額は1,272,328,805円。

議案第12号 令和 2 年度四街道市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

＜国保年金課＞

本決算は、歳入総額 8,355,680,200 円、歳出総額 8,274,539,071 円、歳入歳出差引額は 81,141,129 円であり、翌年度へ繰り越すべき財源はないため、実質収支額も同額。このうち 75,423,284 円を地方自治法第 2 3 3 条の 2 ただし書きの規定に基づき、基金に繰り入れ。

議案第13号 令和2年度四街道市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

＜高齢者支援課＞

本決算は、歳入総額 6,690,549,430 円、歳出総額 6,239,370,700 円、歳入歳出差引額は 451,178,730 円であり、翌年度へ繰り越すべき財源はないため、実質収支額も同額。

議案第14号 令和2年度四街道市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

＜国保年金課＞

本決算は、歳入総額 1,501,854,915 円、歳出総額 1,495,165,791 円、歳入歳出差引額は 6,689,124 円であり、翌年度へ繰り越すべき財源はないため、実質収支額も同額。

議案第15号 令和2年度四街道市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

＜経營業務課＞

剰余金の処分については、令和2年度未処分利益剰余金 267,091,650 円のうち 1,959,224 円を建設改良積立金へ積み立て、265,132,426 円を資本金へ組み入れるもの。

本決算は、収益的収入決算額 1,884,064,539 円、同支出決算額 1,531,099,302 円、当年度純利益額 267,091,650 円であり、資本的収入決算額 23,650,989 円、同支出決算額 974,023,276 円、補てん額 950,372,287 円。

議案第16号 令和2年度四街道市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

＜経營業務課＞

剰余金の処分については、令和2年度未処分利益剰余金 2,678,483 円を資本金へ組み入れるもの。

本決算は、収益的収入決算額 2,077,993,739 円、同支出決算額 2,059,440,958 円、当年度純利益額 2,678,483 円であり、資本的収入決算額 294,343,208 円、同支出決算額 639,883,379 円、補てん額 345,540,171 円。